

旭市行政改革アクションプラン

第2次（平成22年度～平成26年度）



平成22年3月

旭 市

目 次

I	行政改革基本方針	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の推進期間	1
3	行政改革推進体制	2
4	計画の進行管理	3
5	計画の基本的な考え方	4
6	計画の概要	5
(1)	市民ニーズに即応できる行政基盤の確立	5
①	変化に対応できる組織・機構への再編	5
②	職員数・人件費の抑制	6
③	職員の人材育成	7
④	事務事業の再編・整理、廃止・統合	8
(2)	健全で効率的な財政基盤の確立	9
①	財政の健全化	9
②	公共施設の統廃合	10
③	未利用資産の処分	11
(3)	公正で透明な行財政運営の確立	12
①	市民参画による行政運営	12
②	市民に対する情報発信	13
II	行政改革実施計画	14
参考	「第2次定員適正化計画」	25

I 行政改革基本方針

1 計画策定の目的

本市は、旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町及び香取郡干潟町が平成17年7月1日に合併し、7万人余の人口を有する新市として誕生してから5年目を迎えたところですが、これまでの間、合併の特例による国の財政支援期間（合併後10年間）の前半5か年において、有利な財源の活用によりさまざまな社会基盤の整備を進めてきました。

本市は、海とみどりが織りなす豊かな自然環境に恵まれ「日本一住みよいまち」を標榜していますが、その実現に向けてはさまざまな施策の展開が必要となり、施策のいずれもが真に効率的に行われてこそ、持続的な行政サービスの提供が可能となります。

今後、平成22年度を初年度とする前述の財政支援期間の後半5か年においても、新市建設計画及び総合計画に掲げた各種事業を引き続き推進し、市民福祉の充実をさらに図っていく必要があります。

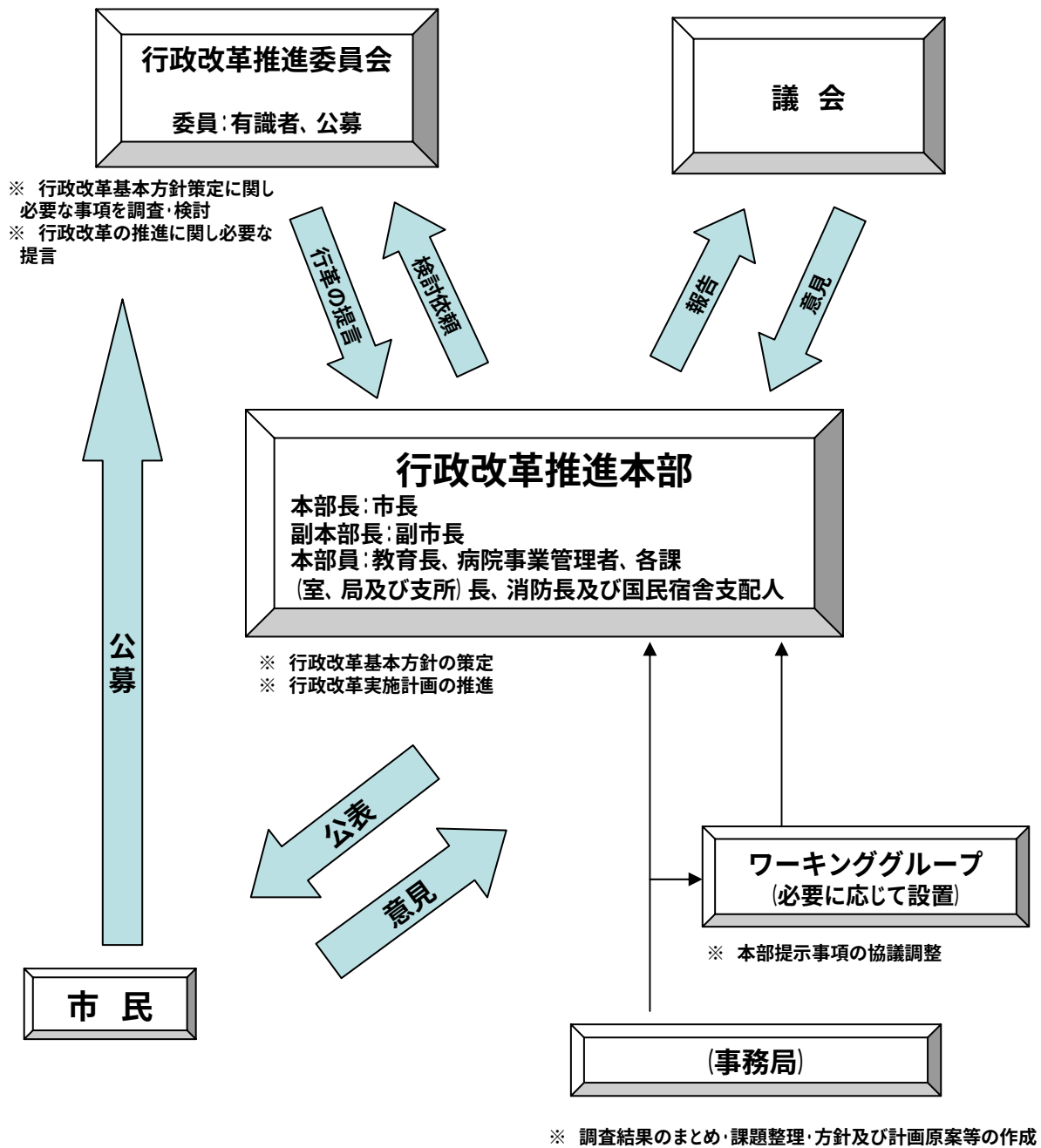
しかしながら、財政支援期間の終期（平成27年度）を見据えたときに、それぞれの事業の方針または方向性についてさらなる検証が必要となるとともに、財政の硬直化が進む中、健全な財政を維持しながら市民のニーズに応える行政を運営していくためには、徹底した行政改革の推進による財源の確保が必要不可欠な課題となっています。

こうしたことから、本市は、行政改革を合併の目的を達成するための最重要課題として捉え、今後も引き続き市民の皆様とともに市の特性や個性を活かして市民の一体感の醸成を図りつつ、改革を行っていくために、本計画を策定します。

2 計画の推進期間

計画の継続性と社会経済情勢の変化を見据え、本計画の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

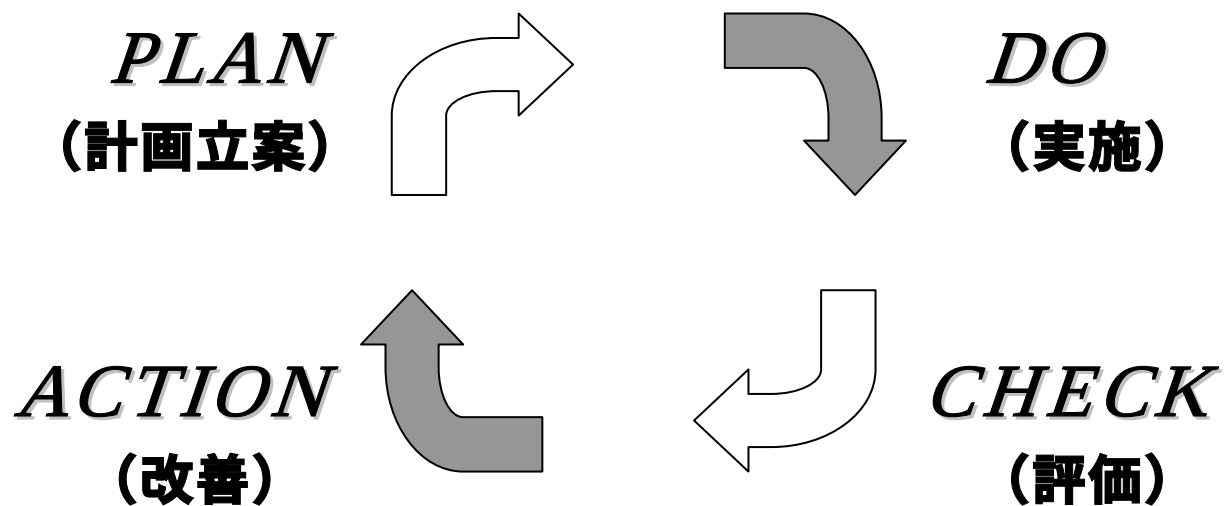
3 行政改革推進体制



4 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、計画立案(Plan)→実施(D o)→評価(Check)→改善(Action)のサイクルに基づき、絶えず点検を行います。

また、その状況について、行政改革推進委員会に報告し、その提言を踏まえて必要な見直しを行うとともに、市議会へ説明し、市民にも公表します。



5 計画の基本的な考え方

平成17年度～平成21年度を推進期間とする第1次の旭市行政改革アクションプランにおいては、「合併の目的を達成するためには行政改革が最重要課題の一つである」という認識の下で、行政と市民とが手を携えて「日本一住みよいまち」を創造していくための基盤をつくることを目的として計画を策定しましたが、本計画においてもこの方針を継承し、一層厳しさを増す経済情勢の中、本市に求められる行政ニーズに的確に応えるため、以下の3つの考え方で計画を推進していくこととします。

(1) 市民ニーズに即応できる行政基盤の確立

(2) 健全で効率的な財政基盤の確立

(3) 公正で透明な行財政運営の確立

6 計画の概要

(1) 市民ニーズに即応できる行政基盤の確立

① 変化に対応できる組織・機構への再編

平成17年7月の1市3町合併以後、本市の組織・機構については、職員数の削減に伴い、課内の班の再編及び支所の所掌事務の見直しを実施するとともに、一部組織の執務室を移転するなどして、現在の組織・機構体制に至っています。

今後も更なる見直しを図り、少子高齢化の進展、行政に対する住民ニーズの多様化、めまぐるしく変動する経済状況、国等による制度改正などに柔軟に対応できる組織・機構体制の整備が必要となっています。

これらの情勢を踏まえた中で、行政改革の推進、子育て支援の強化、更には、政策機能の充実などを主たる目的として、市民の期待に的確かつ迅速に応えることのできる組織・機構への再編を図ります。

主 な 取 組

- ◇ 行政改革推進担当課の設置
- ◇ 子育て支援担当課の設置
- ◇ 政策形成機能の充実
- ◇ 契約検査機能の強化
- ◇ 支所組織の見直し
- ◇ 班統括者の明確化

② 職員数、人件費の抑制

行政組織のスリム化や事務事業の見直しなどによる職員数、人件費の抑制は、適正な定員管理のもと、継続的に取り組まなければならない重要課題です。

合併後の定員管理については、定員適正化計画（平成17年度～平成21年度）に基づき、新規採用職員数を定年退職者数の3分の1程度にとどめ、平成17年度からの5年間で65人の純減を目標として取り組んできた結果、80人の職員数の削減が図られる見込みです。

しかしながら、合併という特殊要因を抱える本市の職員数は、総務省が示す「類似団体別職員数」と比較してみると、依然多い状況となっています。

今後も、「類似団体別職員数」等の数値を下回るべく第2次となる定員適正化計画（平成22年度～平成26年度）を策定し、定員の適正管理に努めます。

なお、今後5年間で120人を上回る職員が定年退職を迎える状況にある中、適切な年齢構成に配慮した計画的な職員採用に留意しつつ、職員数の削減を図ります。

主 な 取 組

- ◇ 第2次定員適正化計画に基づくさらなる職員数の削減
- ◇ 国・県等における給与制度改革を踏まえた給与の適正化

③ 職員の人材育成

現在、地方分権や地方財政の悪化により自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、自治体は自己決定・自己責任において自ら課題を発見し、その解決策を考え、まちづくりを推し進めていかなければなりません。

また、職員に求められる姿も以前と大きく変化しており、創意工夫を凝らし政策形成にあたるなど、柔軟な発想が問われています。

このような時代潮流に対応できる人材の育成は、市政を推進する上で重要かつ喫緊の施策となっています。このことから、自治体の持つ最大の財産である「職員」を育む方策をあきらかにする人材育成基本方針を策定します。

今後は、人材育成基本方針に基づく取組みを一つひとつ着実に実現することで、職員の資質向上を図り、組織の力を高め、最大の目的である市民サービスの向上に努めていきます。

主 な 取 組

- ◇ 組織目標の明確化
- ◇ 人事考課の実施
- ◇ 昇任試験の実施
- ◇ 多様な方策を活用した人材確保
- ◇ 職員研修の充実
- ◇ 育成型ジョブローテーションの実施

④ 事務事業の再編・整理、廃止・統合

社会経済情勢の急激な変化により、本市の経営資源に厳しさが一層増してくる中で行政サービスを安定して提供していくためには、まず、職員一人ひとりがコスト意識を持つことにより無駄に気づき、前例踏襲的な姿勢に陥ることなく、事務事業の意義や費用対効果を常に点検し、より効率的な事業手法・執行方法へと改善していかなければなりません。

合併後の事務事業については、サービスの質を低下させないながらも、市民の負担は極力上げぬよう調整を行いましたが、合併後5年が経過しようとしている今日においては、それぞれの事業の実施状況を振り返って評価し、真に市民にとって必要な行政サービスとは何かを原点から見つめ直し、再度そのあり方を考え、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託などの改革の目標を設定します。

主 な 取 組

- ◇ 事業評価の導入
- ◇ 事務改善等提案制度の導入
- ◇ 電子自治体の推進
- ◇ 類似する事務事業の所管課の一元化
- ◇ 民間委託の推進
- ◇ 指定管理者制度の活用
- ◇ 事業手法・執行方法の見直し

(2) 健全で効率的な財政基盤の確立

① 財政の健全化

財政の健全化にあたっては、合併による国の財政支援の終期も見据えながら、行財政運営の効率化、スリム化をより一層推進していかなければなりません。

そのためには、徹底した経費の節減と合理化に努めるとともに、歳入の確保に向けた取組みを強化し、公債費負担適正化計画により、実質的な公債費負担の適正な管理を計画的に行い、中長期的な視点に立った財政運営を行っていきます。

また、財政健全化判断比率や財務4表などにより財政状況を分析し、財政収支見込を毎年見直し、合併効果を最大限に活かしながら財政構造の健全化に向けた取組みを行っていきます。

主 な 取 組

- ◇ 公債費負担適正化計画の策定
- ◇ 財務4表等の作成
- ◇ 市税収納率の向上
- ◇ 使用料・手数料の見直し
- ◇ 使用料・手数料等の滞納の解消
- ◇ 補助金・交付金等の見直し
- ◇ 各種審議会委員等の報酬額の見直し
- ◇ 各種給付事業の見直し

② 公共施設の統廃合

本市においては、合併により類似する施設を複数所有することとなり、その活用については新市建設計画において、「住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次検討し、整備していく」こととされていましたが、今後、合併の特例による国の財政支援期間終了後の財政状況を見据えた中で、現状のまま施設を維持していくことは困難であり、それぞれの施設について効率のよい運営を図っていかねばなりません。

このためには、活用度にかかわらず維持管理費が発生する現状を踏まえ、これを抑制し、経費の節減を図るため、施設の設置目的や現在の使用方法について十分な検討をし、設置目的を同じくする施設、設置の意義が薄れている施設、民間等と競合している施設等の統廃合または有効活用、転用を計画的に進めるための方針を策定するとともに、順次実施していくこととします。

特に、現在、機能が競合している社会教育施設等については、個々において同種の講座や教室が開催されていますが、将来的な施設の統廃合に向けて、これらの運営についても一元化し、実施方法、開館時間、開館日等を集約的に管理することにより、人件費及び運営経費の削減を図ります。

主 な 取 組

- ◇ 公共施設の活用方針の策定
- ◇ 新庁舎建設の検討
- ◇ 干潟シルバー活力センターの廃止
- ◇ 青少年憩いの家の廃止
- ◇ 山の家の廃止
- ◇ 大原幽学キャンプ場の廃止
- ◇ 給食センター、保育所等の統廃合
- ◇ 施設開催講座等の運営の一元化

③ 未利用資産の処分

市有財産は、市民共有の財産であり、公共の福祉のための効果的な利用が最も望まれます。

しかしながら、現在本市においては、未利用状態にある市有地、または公共施設の統廃合や移設に伴い遊休地となった市有地などが多数存在し、今後も同様の土地が生じることが予想されます。

このような普通財産については、将来的な展望を考慮しながらその方針を定めた上で、売却や貸付などの方法による活用を推進し、管理経費の節減と財源の確保を図っていきます。

主 な 取 組

- ◇ 未利用資産の活用方針の策定
- ◇ 公売方式の導入
- ◇ 市有地の貸付の推進
- ◇ 施設の移転又は統廃合により生じた不用地の処分の検討

(3) 公正で透明な行財政運営の確立

① 市民参画による行政運営

本市では、総合計画における「自立・共生・協働のまちづくり」という基本理念に則り、市民と行政が良好で対等な関係のもとにパートナーシップの確立を目指していくための取組みとして、審議会等の会議の公開を積極的に進めてきました。今後も同様の取組みを継続していくとともに、委員の選定にあたっては公募委員枠を可能な限り設け、一般市民の参画を積極的に受け入れていきます。

さらに、市の政策形成過程において市民等の市政への参画機会を提供し、行政運営の透明性を向上させる市民参加の手段としてパブリックコメントの制度化を図るなど、協働によるまちづくりを進めていきます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、本市のまちづくりに偏りのない多様な意見を反映させるため、審議会等における女性委員の登用を積極的に進めていきます。

主 な 取 組

- ◇ 審議会委員等の公募の推進
- ◇ 審議会等における女性委員の登用
- ◇ パブリックコメント制度の導入

② 市民に対する情報発信

本市では、市の予算・決算・公営企業の経営状況、重要施策・実施事業及び職員の給与など、行政情報を市民に対し積極的に公表してきました。

これらを拡充し、公正で透明性の高い市政運営を行っていくため、引き続き広報やホームページの充実に努めるとともに、情報公開制度等の活用により行政情報の可視化を図っていきます。

特に財政状況については、歳入歳出の状況や各種の財政指標等のほか、財務4表等も含め、できる限りわかりやすい方法により公表し、財政運営の透明性を高めていきます。

また、本行政改革の推進については、毎年すみやかに公表して、市民が進捗状況を把握できるよう努めていきます。

主 な 取 組

- ◇ 市民にわかりやすい予算等の公表
- ◇ 市の重要施策及び実施事業の公表
- ◇ 職員の給与・勤務条件・定数の公表
- ◇ 行政改革進捗状況の公表

II 行政改革実施計画

1 市民ニーズに即応できる行政基盤の確立

(1) 変化に対応できる組織・機構への再編

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
行政改革推進担当課の設置	徹底した行政改革の推進に取り組むため、専任の組織として行政改革推進担当課を設置し、計画の進行管理を行います。	設置 ●					総務課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
子育て支援担当課の設置	次世代育成支援行動計画に基づく諸施策をはじめとした少子化対策を推進するため、子育て支援担当課を設置します。	設置 ●					総務課 子育て支援担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
政策形成機能の充実	本市の特性を活かした独自の政策を打ち出し、市民の期待にこたえることのできる組織への再編を図ります。	検討 ●				実施	総務課 企画課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
契約検査機能の強化	建設工事の検査を一元化し、工事の適正な履行を確保するため、契約検査担当班を設置します。	調査 検討	実施 ●				総務課 財政課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
支所組織の見直し	本市にふさわしい組織への再編を図る上で支所のあり方についても、常に検討していきます。	順次 実施 ●					総務課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
班統括者の明確化	班員の目的意識の統一を図り、班内の連携体制を強化し、組織として目標実現に努めるため、班の指揮・調整を担う者を明確にします。	検討	実施 ●				総務課 行政改革推進担当課

(2) 職員数、人件費の抑制

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
第2次定員適正化計画に基づくさらなる職員数の削減	第2次定員適正化計画に基づき定員の適正化に努め、平成22年度からの5年間で50人、6.5%を純減し、総人件費の抑制を図ります。	実施 ●					総務課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
給与の適正化	国・県等における給与制度の改革を踏まえ、職員の意欲が出る工夫をしながら給与の適正化に努めます。	調査・検討・実施・見直し ●					総務課

(3) 職員の人材育成

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
職員の人材育成	人材育成基本方針に基づき、組織目標の明確化、人事考課、昇任試験、職員研修等、取組みを一つひとつ着実に実現し、職員の育成を図ります。	順次 実施 ●					総務課

(4) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
事業評価の導入	事務事業の改善・見直しにつなげるため、市が行っている施策や事務事業について、数値や客観的な指標を使って評価する制度を導入します。	検討	準備 試行	実施 ●			企画課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
「気づき・改善・改革」の提案	前例踏襲的な無駄に気づくよう職員に徹底したコスト意識を持たせ、経費節減の「実」を出す活動をしていきます。	検討	実施 ●				全課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
eLTAX の 拡 充	法人市民税や償却資産の申告など、eLTAXを使用して申請・申告が可能な手続きの拡充を検討・実施していきます。	調査 検討	周知 一部実施	導入 ●			企画課 税務課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
電子決裁の導入	事務処理の迅速化とペーパーレス化を図るため、財務伝票において電子決裁を導入します。	検討	準備試行	実施 ●			財政課 会計課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
統合型 G I S の導入	デジタル化された地図情報と様々な情報を統合的に扱う G I S（地理情報システム）を導入し、高度情報化時代に対応した効率的な業務の推進を図るとともに、地図サービスの提供など各種行政サービスの発信を行っていきます。	協議	順次導入 ●				企画課 関係課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
レセプト（診療報酬明細書）の電子化	レセプトの電子化及び千葉県国民健康保険団体連合会とオンライン化を実施することで業務の負担を軽減し、利便性の向上を行います。	試行	実施 ●				保険年金課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
地域イベント実施方法の検討	市として一体感のあるイベントの実現を目指すため、各地域で開催しているイベントの開催方法等について検討します。	順次実施 ●					商工観光課 農水産課 生涯学習課

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
支所における水道料金納入通知書再発業務の廃止	旭市水道事業お客様センターを設置し、業務を民間委託することにより支所での再発行業務を廃止します。	実施 ●					水道課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
保健センター業務の統合	現在、分散している保健センター業務について、1箇所に集約することにより、効率的な事務事業の推進を図ります。	検討 ●		実施 ●			健康管理課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
旭市水道事業長期計画（水道ビジョン）の策定	旭市水道事業基本計画及び旭市水道事業中期経営計画と整合性を図りながら、旭市水道事業の地域特性を生かした長期計画（水道ビジョン）を策定します。	策定	実施 ●				水道課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
旭市クリーンセンター業務の一部民間委託	資源ごみ処理施設容器包装プラスチック配送業務及び計量業務について、民間委託します。 粗大ごみ処理施設及び焼却施設（破碎機運転・焼却灰運搬）について、民間委託を検討します。	実施 ● 調査 ●					環境課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
施設台帳（公園）の電子化	施設台帳を地理情報システム（GIS）に一元化することにより、施設情報の共有及び事務事業の効率化を図ります。	調査	検討	実施 ●			都市整備課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
下水道事業中期経営計画の策定	経営の健全化を図るため、中期経営計画を策定し、計画的な整備を進めます。	検討	策定 ●				下水道課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
下水道使用料のコンビニエンスストア収納	コンビニ対応納入通知書の発行により、取扱金融機関・市役所本庁・支所窓口に加え、全国のコンビニで休日や夜間の支払いができるよう検討します。	調査 ●		検討	実施 ●		下水道課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
駅前広場維持管理の一元化	旭駅・飯岡駅・倉橋駅・干潟駅の駅前広場の維持管理を一元化します。	検討	実施 ●				建設課 都市整備課

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
市民相談窓口の一元化	市民からの様々な相談について、窓口の一元化を検討します。	検討	実施 ●				秘書広報課 総務課 商工観光課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
消費生活センターの設置	市民の安全安心な生活を支える機関として「消費生活相談窓口」を拡充し、「消費生活センター」を設置します。	準備	開設 ●				商工観光課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
新学校給食センター調理業務等の民間委託	調理員等の退職不補充により、新学校給食センターの民間委託を推進します。	調査・検討・実施 ●					学校教育課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
指定管理者の活用	制度の活用が効果的・効率的な施設には、指定管理者制度の活用を進めます。 検討施設 長熊釣堀センター	検討	実施 ●				商工観光課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
市バス運行事業の整理	合併前の市及び町のバスを引き継いだため複数のバスを有していましたが、サービス提供の公平化の観点から、順次台数を縮減するとともに、事業の実施方法についても検討していきます。	検討・実施 ●					総務課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
消防団再編による施設の計画的な整備	消防団組織を再編することにより、計画的に消防車両及び消防庫を整理していきます。	順次実施 ●					消防本部
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
コミュニティバスの再編	コミュニティバスの運行については、利用者ニーズに即した運行形態等の調査・検討を行い、再編していきます。	調査・検討・実施 ●					企画課

2 健全で効率的な財政基盤の確立

(1) 財政の健全化

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
市税徴収率 の向上	様々な取組みにより、市税徴収率 の低下傾向に歯止めをかけ、徴収率 の向上によって歳入を確保します。	(現年分・目標徴収率)					税務課
		95.59%	95.79%	95.99%	96.19%	96.39%	
滞納処分の 強化	預金、国税還付金のほか、給与、 不動産、生命保険等についても差し 押さえを行うなど、滞納処分を強化 し、徴収率の向上を図ります。	継続実施 ●					
納付窓口の 拡大等	コンビニエンスストアでの市税納 付の導入、夜間・休日窓口の実施、 口座振替の推進など、納付窓口の拡 大等により徴収率の向上を図ります。	調査	検討	実施 ●			
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
使用料・手 数料の見直 し	住民負担の公平性の確保と受益者 負担の原則に基づき、使用料・手数 料の額、各種使用料減免制度等につ いて見直しを行います。	順次実施 ●					財政課 関係課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
使用料・手 数料等の滞 納の解消	保育料、市営住宅家賃、給食費等 の滞納については、負担の公平等の 見地から、その解消に向けて一層の 取組みを行います。	継続実施 ●					財政課 社会福祉課 学校教育課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
補助金・交 付金等の見 直し	各種団体等への補助金・交付金等 について、制度の運用や補助の効果 等を検証し、見直しを行います。	順次実施 ●					財政課 関係課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
各種審議会 委員等の報 酬額の見直 し	市が委嘱している各種の審議会等 の委員の報酬額又は報奨金等の額の 見直しを行います。	調査	検討	実施 ●			総務課 関係課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
長寿祝金支 給対象者の 見直し	長寿祝金について、支給対象者を 見直します。	実施 ●					社会福祉課

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
介護老人福祉手当制度の見直し	介護老人福祉手当について、制度を見直します。	実施 ●					高齢者福祉課

(2) 公共施設の統廃合

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
公共施設の 活用方針の 策定	合併により重複することとなった 設置目的を同じくする施設につい て、統廃合又は活用方針を策定しま す。	方針 策定	順次 実施 ●				施設所管課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
新庁舎建設 の検討	既存の公共施設の整理を進めてい くとともに新庁舎の建設について検 討します。	順次 実施 ●					総務課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
干 潟 シル バー活力セ ンターの廃 止	シルバー活力センターについては、施設の老朽化により耐震基準を 満たさない状況となり、利用頻度も 低下していることから廃止します。	廃止					社会福祉課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
青少年憩の 家の廃止	青少年憩の家については、施設の 老朽化により耐震基準を満たさない 状況となり、利用頻度も低下してい ることから廃止します。	廃止					生涯学習課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
山の家の廃 止	山の家については、施設も老朽化 し、利用頻度も低下していることか ら廃止します。	廃止					社会福祉課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
大 原 幽 学 キャンプ場 の廃止	大原幽学キャンプ場については、 施設が老朽化し、利用頻度も低下し ており、同一施設として海上キャン プ場を県から移管を受けたことに伴 い廃止します。	廃止					生涯学習課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
給 食 セ ン ター、保育 所等の統廃 合	給食センター、保育所等につい て、施設の改築等に併せて統廃合を 検討します。	調査	検討	順次 実施 ●			学校教育課 子育て支援担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
施設開催講 座等の運営 の一元化	社会教育施設等において個々に関 連されている講座・教室について、 運営を一元化し、学習の名目又は内 容を同じくする講座等について統廃 合を図ります。	検討 実施 ●					生涯学習課

(3) 未利用資産の処分

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
未利用資産 の活用方針 の策定	現在未利用状態にある市有地、公 共施設の統廃合または移設に伴い遊 休地となる市有地について、活用方 針を策定します。	順次 実施 ●					財政課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
公売方式の 導入	未利用状態にある普通財産につい て公売方式を導入して処分を推進 し、管理経費の節減と財源の確保に 努めます。	順次 実施 ●					財政課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
旧学校用地 の処分	移設後の旧学校用地について、処 分を検討します。	検討 ●					財政課 庶務課 学校教育課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
第2学校給 食センター 用地の処分	第2学校給食センター用地につい て、処分を検討します。	検討 ●					財政課 学校教育課 行政改革推進担当課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
第3学校給 食センター 用地の処分	第3学校給食センター用地につい て、処分を検討します。	検討 ●					財政課 学校教育課 行政改革推進担当課

3 公正かつ透明な行財政運営の確立

(1) 市民参画による行政運営

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
審議会委員等の公募の推進	審議会等委員の選定にあたっては、公募委員枠を可能な限り設け、一般市民の行政への参画を積極的に受け入れます。	順次 実施 ●				→	関係課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
審議会等における女性委員の登用	本市のまちづくりに偏りのない多様な意見を反映させるため、審議会等における女性委員の登用を積極的に進めます。	順次 実施 ●				→	関係課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
パブリックコメント制度の導入	市の基本的な計画や重要な施策を策定する際、その素案を市民に公表し、それに対する意見等を考慮して計画等を策定していくパブリックコメント制度を導入します。	検討	導入 ●			→	企画課

(2) 市民に対する情報発信

取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
市民にわかりやすい予算等の公表	予算、決算、公営企業の経営状況等について、広報やホームページ等により、市民にわかりやすくなるような工夫を講じながら、積極的に公表していきます。	実施 ●					財政課 公営企業等所管課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
市の重要施策及び実施事業の公表	市の重要施策及び実施事業について、広報やホームページ等により積極的に公表し、説明及び周知します。	実施 ●					秘書広報課 企画課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
職員の給与・勤務条件・定数の公表	定員・給与等の状況を市民が理解しやすいような工夫を積極的に講じながら公表していきます。	実施 ●					総務課
取組事項	内 容	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	所管課
行政改革進捗状況の公表	行政改革の推進にあたっては、絶えず点検を行い、その進捗状況について市民に公表していきます。	実施 ●					行政改革推進担当課

第 2 次旭市定員適正化計画

1 計画の趣旨

〈第 1 次定員適正化計画の検証等〉

平成 17 年 7 月に 1 市 3 町が合併して誕生した本市の職員の定員管理については、合併時の職員数 851 人を基準に 5 年間で 65 人（▲7.6%）の職員を削減するという目標値に対し、新規採用者数の抑制や民間委託等の推進により最終年度での職員削減数は 80 人（▲9.4%）の減で、計画を上回る見込みとなりました。

しかしながら、今日の厳しい財政状況下においては、市民サービスやまちづくりの財源を確保するため、人件費の抑制を図ることは必要不可欠であり、また、国が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成 18 年 8 月）」でも職員数の一層の削減に努めるよう通知されております

〈職員数の現状〉

平成 20 年 4 月 1 日現在の旭市の職員数を「類似団体別職員数」と比較すると、合計で 30 人余りの職員数が超過しており、特に一般行政部門の民生部門、特別行政部門の教育及び消防部門の超過数が多くなっております。

また、旭市職員の年齢構成を見てみると、50 歳の年代に大きな山がある一方、20 歳代が少ないという歪な構成となっております。

このようなことを踏まえ、行政を取りまく著しい環境の変化への的確に対応できる効率的な行政組織と職員配置を目指した「第 2 次定員適正化計画」を策定します。

2 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

3 計画の対象

この計画の対象となる職員は、一般行政部門（議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局を含む。）、特別行政部門（教育、消防）及び公営企業等会計部門（水道、下水道及び国民宿舎等）とし、病院事業は除きます。

4 目標数値

(1) 年次別職員数の目標

平成 22 年 4 月の職員数 771 人を 5 年後の平成 27 年 4 月には 50 人減の 721 人（▲6.5%）とします。

各年度 4 月 1 日の職員数（単位：人）

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
目標数値	771	763	755	743	732	721	—
対前年比	—	▲8	▲8	▲12	▲11	▲11	▲50

(2) 部門別年次目標

5年間の部門別職員数を次のように定めます。

各年度4月1日の職員数（単位：人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
普通会計合計	695	687	679	667	656	645	▲50
一般行政部門	466	462	457	447	436	425	▲41
特別行政部門	229	225	222	220	220	220	▲9
公営企業等会計 合計	76	76	76	76	76	76	0
総 合 計	771	763	755	743	732	721	▲50

5 定員適正化の基本的な考え方と取組み

適切な年齢構成に配慮した計画的な職員採用に留意しつつ、今後5年間の新規採用者数を一般行政職（事務職）の退職者数（定年退職予定者数80人）の2分の1程度に抑えることを基本的な取組みとして職員数の削減に努めます。

また、技能労務職（定年退職予定者数10人）については「旭市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、民間委託等を進め退職不補充とします。

なお、消防職・保育士職等の職員については、今後の業務の見直しに合わせた適正な人員配置に努めます。

〈定員適正化の取組み事項〉

(1) 行政運営体制の見直しと適正な職員配置

市民サービスの向上を目指しつつ、個性あるまちづくりが推進できるよう支所のあり方や組織の連携・見直し等により、スリム化したより効率的な行政運営ができる体制づくりを目指すとともに、事務量に見合った職員の適正な配置に努めます。

(2) 事務事業の見直し

行政の効率性、効果等を十分に精査し、業務改善につながる行政事務の徹底した見直しのもと、事務事業の再編・整理、廃止・統合を進めます。

(3) 民間委託等の推進

民間で行うほうがより経済的・効率的で、より良いサービスが提供できる部門については、民間委託の推進や指定管理者制度の導入を図ります。

(4) 人材育成の推進

「人材育成基本方針」に基づいた各種職員研修や人事考課制度の実施により、組織の活性化と職員の士気の高揚を図り、職員1人ひとりの行政運営能力の向上と業務の効率化に努めます。

《 資 料 編 》

(資料1) 定員適正化計画（H17～H21）の目標数値と職員数（実数）の推移

各年度4月1日の職員数（単位：人）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
定員適正化 計画目標数値	851	848	839	824	803	786	—
対前年比	—	▲3	▲9	▲15	▲21	▲17	▲65
職員数(実数)	851	839	813	798	779	771	—
対前年比	—	▲12	▲26	▲15	▲19	▲8	▲80

(資料2) 定員適正化計画（H17～H21）の部門別職員数の推移

各年度4月1日の職員数（単位：人）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
普通会計合計	776	760	733	721	703	695	▲81
一般行政部門	548	525	504	491	473	466	▲82
特別行政部門	228	235	229	230	230	229	1
公営企業等会計 合計	75	79	80	77	76	76	1
総 合 計	851	839	813	798	779	771	▲80

(資料3) 年齢別職員数

（平成22年4月1日現在）

